

令和8年度実施分

市民活動団体と市の協働事業の提案を募集します。

小田原市市民活動・協働応援制度

市民×行政協働コース

応募の手引き 概要版

募集期間 5/〇(〇)~6/〇(〇)

(事前相談は〇/〇午後5時まで)

問合せ先 小田原市地域政策課

〒250-8555 小田原市荻窪 300

(市役所 5階赤通路)

Tel 0465-33-1458

Fax 0465-34-3822

Email shimin-k@city.odawara.kanagawa.jp

詳しくは、市のホームページにある

「応募の手引き」をご覧ください。

トップページ「小田原で暮らす」「行政経営」

→ 市民活動・地域運営「市民活動」

→ トピックスの募集ページへ

QR

お気軽にご相談ください。

個別相談会も実施します。

日時 〇/〇(〇) 〇:〇~〇:〇

場所 UMECO会議室〇

申込 電話またはホームページから

「市民活動・協働応援制度 市民×行政協働コース」とは

市民活動団体の発想や専門性などを生かし、地域課題の解決や新たな市民サービスの創出を目指す制度です。

提案団体と市が対等な立場で役割分担を行い、「協働」して事業に取り組むことで、相乗効果が期待される事業を対象としています。

◆対象となる事業の要件（次のすべてに該当） ※単年度事業

- (1) 小田原市総合計画の方向性に沿った事業であること。
- (2) 新規性又は発展性の高い事業であること。
- (3) 市内で実施され、又は市民が受益者となる公益的な事業であること。
- (4) 市民活動団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業であること。
- (5) 市民活動団体と市との役割分担が明確かつ妥当であり、「協働」で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。

【これまでにこんな事業が実施されています！】

シカの農林業被害を減らすために捕獲者の育成講座

子どもにも環境にも優しい校庭の芝生化

暮らしやすいまちを目指して外国出身者の生活や日本語学習を支援

市民ガイドが観光案内をしてまちの魅力を発信



◆**企画提案できる団体（次のすべてに該当）** ※自治会・老人会・PTAなどは対象となりません。

- (1)原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にある。
- (2)原則として1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがある。
- (3)営利を目的としていない。
- (4)市その他の行政機関が構成団体等に参加していない。
- (5)市民活動推進条例第10条第1項の登録をしている。（市民提案型協働事業の応募と同時に登録可）
- (6)予算及び決算の管理が適正に行われている。
- (7)事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができる。

◆**事業テーマ** ※市が、特に協働で実施したいと考えていることです。テーマ外の提案も可能です。

1 ○○○○○事業	2 ○○○○○事業
-----------	-----------

※テーマの詳細については「応募の手引き」○ページをご確認ください。

◆**応募方法** ※郵送不可。提出時に、申請書類の内容を確認させていただきます。

事前に来庁日時をご連絡の上、小田原市役所地域政策課に申請書類をお持ちください。

事前相談が必要です。令和○年○月○日（○）午後5時まで（相談日も事前にご予約ください）

必要な書類は、市のホームページにある「応募の手引き」をご確認ください。

募集期間：令和7年5月○日（○）～令和7年6月○日（○）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

◆**応募・審査等のスケジュール**

6月○日（○）	申請書類の提出期限
6月下旬～7月上旬	提案団体による市の担当課への事業説明・意見交換会
8月上旬～8月中旬	第1次審査（書類審査）
8月中旬～8月下旬	提案団体と市の担当課による意見交換、提案内容の確認と調整
9月下旬	意見交換結果確認書と事業提案書（調整後の提案書）の提出
10月上旬～10月中旬	第2次審査（公開プレゼンテーションと書類による総合審査）
10月下旬	実施事業の採択（審査結果をもとに、市が事業の採否等を決定）
令和8年3月	事業実施の決定（市議会での予算の議決を経て事業実施が決定）
令和8年4月から令和9年3月	協定書の締結・事業の実施（令和8年度事業として実施）
令和9年6月ごろ	事業報告会

◆**審査及び選考方法**

有識者等で構成する小田原市市民活動推進委員会の委員が審査・選考を行います。第1次審査は書類審査、第2次審査は公開プレゼンテーションと書類による総合審査です。

◆**事業の経費**

市負担額の上限は1事業100万円までが目安です（市議会での予算議決が前提）。詳細は、市ホームページにある「応募の手引き」をご覧ください。